

第二十七号議案

江戸川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
 条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」とい  
 う。）第四十七条第一項第一号並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基  
 づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるもの  
 とする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の  
 人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「省令」と  
 いう。）において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者)

第三条 法第七十九条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第四条 法第八十一条第一項及び第二項の条例で定める員数及び基準については、  
 この条例で定めるもののほか、省令第一条の二から第三十条までの規定（省令  
 第二十九条第二項及び第三十条（省令第二十九条第二項の規定を準用する部分  
 に限る。）を除く。）に定めるところによる。

(暴力団員等の排除)

第五条 指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者（法人であるものに限る。）の役員及びその事業所を管理する者は、江戸川区暴力団排除条例（平成二十四年七月江戸川区条例第三十七号）第二条第二号に規定する暴力団員及び同条第三号に規定する暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 基準該当居宅介護支援の事業を行う者（法人であるものを除く。）及びその事業所を管理する者は、暴力団員等であつてはならない。

（記録の整備）

第六条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から二年間保存しなければならない。

一 省令第十三条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ 省令第十三条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 省令第十三条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 省令第十三条第十四号に規定するモニタリングの結果の記録

三 省令第十六条に規定する市町村への通知に係る記録

四 省令第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七条 前条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において同条中「省令」とあるのは「省令第三十条において準用する省令」と読み替えるものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説明)

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について市町村の条例で定めることとされたため、新たに当該基準を定める必要があるもので、本案を提出いたします。